

御杖村インフルエンザ予防接種助成要綱の一部を改正する告示

御杖村インフルエンザ予防接種助成要綱(平成 21 年御杖村告示第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「有する者。」を「有する者」に改める。

第 4 条の見出し中「助成額」の次に「及び助成回数」を加え、同条第 1 号中「高齢者については接種費用」を「高齢者 接種費用」に改め、「とする」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、奈良県外の医療機関で接種する場合は、宇陀地区内の医療機関における予防接種に要する費用相当額から 1,500 円を差し引いた額を上限とする。

第 4 条第 2 号中「小児については 1 回につき 1,500 円」を「小児 別表に定めるとおり」に改め、「とする。」を削り、同条第 3 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定に関わらず、高齢者のうち、生活保護受給者については全額助成とする。

第 5 条第 1 号中「及び 13 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を削り、同条第 2 号中「生後 6 か月以上 13 歳未満の者」を「小児」に、「1 年度以内に 2 回」を「別表に定めるとおり」に改める。

附則中「平成 21 年 10 月 1 日」を「平成 21 年 10 月 1 日」に改める。

附則(平成 22 年 10 月 1 日告示第 37 号)の改正

附則中「平成 22 年 10 月 1 日」を「平成 22 年 10 月 1 日」に改める。

附則(令和 2 年 5 月 1 日告示第 45 号)の改正

附則中「令和 2 年 5 月 1 日」を「令和 2 年 5 月 1 日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(第 4 条及び第 5 条関係)

対象 ワク チン	助成 対象 者	助成 金額	助成 回数	備考
イン フル エン ザ HA ワク チン	生後 6 ヶ 月か ら 13 歳未 満ま	全額 助成	1 年 度内 に 2 回	同一 年度 にお ける 助成 はど

	での 者			ち ら か 一 方 の 対 象 ワ ク チ ン の み と す る。
	13 歳 以上 から 18 歳 に達 する 日以 後の 最初 の 3 月 31 日ま での 間に ある 者	全額 助成	1 年 度内 に 1 回	
経鼻 弱毒 生イ ンフ ルエ ンザ ワク チン	13 歳 以上 から 18 歳 に達 する 日以 後の 最初 の 3 月 31 日ま での 間に ある 者	上限 7,00 0 円	1 年 度内 に 1 回	

様式第 1 号の様式を次のように改める。

高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れ承認書 I
[別紙参照]

様式第 2 号の様式を次のように改める。

高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れ承認書 II
[別紙参照]

様式第 3 号の様式を次のように改める。

高齢者インフルエンザ予防接種費免除証明書

[別紙参照]

様式第 4 号の様式を次のように改める。

高齢者インフルエンザ予防接種助成申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 6 号の様式を次のように改める。

高齢者インフルエンザ予防接種請求書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。